

鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 19 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 29 号

鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

鴨川市看護師等修学資金貸付条例（平成 22 年鴨川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（修学資金の貸付けの決定の変更の申請）
- 2 令和 7 年 3 月 31 日をもって修学資金の貸付期間が満了する者であって、当該者が在学する養成施設の正規の修業期間の修了する日（以下「修業期間の修了日」という。）が同月 31 日後の日であるものは、同年 4 月から当該修業期間の修了日の属する月までの期間に係る修学資金の貸付けを受けようとするときは、市長に修学資金の貸付けの決定の変更の申請をしなければならない。